

平成26年度第2回函館市地域包括支援センター運営協議会 会議録

- 開催日時 平成26年12月18日（木） 18:30～20:00
- 開催場所 市役所本庁舎 8階大会議室
- 協議事項
 - (1) 函館市地域包括支援センターの運営に関する事項
 - ア 平成25年度 函館市地域包括支援センター収支決算報告について
 - (2) 「函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（案）」の制定について
 - (3) 地域密着型サービス事業者の指定等について
 - (4) 平成25年度 函館市地域包括支援センター事業評価結果について
- その他
 - (1) 「函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）」の制定について

○ 出席者

委員	岩崎清会長, 岡田晋吾委員, 柏原美之委員, 阿知波健一委員, 新館功委員, 佐々木大介委員, 東奈緒美委員 (7名)	
報道関係	北海道新聞社, 函館新聞社 (計2社)	
事務局	種田 貴司	保健福祉部長
	藤田 公美	保健福祉部次長
	成澤 俊也	保健福祉部 高齢福祉課長
	田中 瑞穂	保健福祉部 指導監査課長
	板谷 みゆき	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口主査
	塚本 哲路	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口主査
	黒田 育生	保健福祉部 高齢福祉課 介護予防・認知症担当主査
	山中 輝彦	保健福祉部 指導監査課 高齢者担当主査
	伊東 篤	保健福祉部 亀田福祉課 介護・高齢・障がい相談窓口主査

○ 議 事

1 開会

(板谷主査)

本日は、大変お疲れのところご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、平成26年度第2回函館市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございますが、委員定数10名中7名の委員の方のご出席をいただいております。「函館市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第5条第2項の規定により、半数以上の委員の出席でございますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。はじめに、事前配付いたしました資料ですが、「会議次第」と「資料2から資料5」をお送りしております。本日も持参いただきましたでしょうか。

協議事項(4)「平成25年度 函館市地域包括支援センター事業評価結果について」ですが、昨年度同様、事業評価は試行段階であり、公開することにより、適切でない評価内容が広まる恐れがあるため、非公開とさせていただきます。そのため、地域包括支援センター運営法人と同法人から出席いただいております阿知波委員と、傍聴・報道関係者については、退席していただきます。

また、その資料である「資料4」については、会議終了後回収させていただきますが、阿知波委員、傍聴・報道関係者にはお配りしておりませんのでご了承下さい。

次に、机の上に配付しております資料について確認いたします。「資料1」、「座席表」、「委員名簿」、「設置要綱」はございますでしょうか。

ここで、資料の差し替えについてご報告いたします。事前配付させていただきました資料4の「平成25年度 地域包括支援センター事業評価 職種別自己チェックリスト」につきましては、本日机の上に配付されております資料と差し替えをよろしく願います。

これより、会議を進めてまいります。

また、協議事項(4)を非公開にする関係から、協議事項(3)終了後に、会議次第「3 その他」に進み、その後に協議事項(4)と進行させていただきます。

ここからは、岩崎会長、よろしく願います。

2 協議事項(1) 函館市地域包括支援センターの運営に関する事項

ア 平成25年度 函館市地域包括支援センター収支決算報告について

(岩崎会長)

はじめに、協議事項(1)「ア 平成25年度 函館市地域包括支援センター収支決算報告について」を事務局から説明をお願いします。

(成澤課長)

当協議会の所掌事項に、地域包括支援センターの収支予算、収支決算の評価というものがありますが、これまで報告しておりませんでした。これについては、各運営法人の会計処理の違いや、市からの委託事業と指定介護予防支援事業所という委託事業外の事業の区分を、明確にできなかったということもございまして、これまで報告ができませんでした。

今回の報告に関しても、これまでの課題が十分に解決できたわけではありません。色々と課題がある中での報告になりますので、今後委員の皆様のご意見も踏まえながら改善していきたいと考えております。

また、地域包括支援センターの業務は、市からの委託事業となりますので、報告は委託事業分のみでいいとなるところですが、委託外の事業も一体となって実施されておりますし、職員も全体で業務を行っているのが現状です。各運営法人には、独自の考え方で、委託事業分とそれ以外とを分けて決算報告をしてもらっておりますが、統一した考え方のもとに分けていただいているわけではありません。

委託事業分のみでは地域包括支援センターの全体分を把握できないということで、委託事業分とそれ以外の事業の両方をお示しさせていただきました。今後は区分の仕方など一定のルールを設けることによって、統一感のあるものを報告できればと考えております。

それでは資料1をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩崎会長)

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

(新館委員)

収支がマイナスになっているところについて、市の方から補填することはあるのでしょうか。

(成澤課長)

法人内部で、他の会計から繰り入れて処理しております、市の方から補填することとはしておりません。

(岩崎会長)

今後、収支決算報告の方法について検討していくということでしたが、来年度以降に向けて、何をどう統一していくかなど考えていることはあるのでしょうか。

(成澤課長)

具体的な方法等については決まっていますが、できるだけ統一した方法で各運営法人が経理していただけるように、市として案を考えていきたいと思っております。将来的には収支決算報告に加えて、財務状況も分かるようなものも検討していきたいと思っております。

(岩崎会長)

他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

それでは、さらにご意見等がないようですので、協議事項(1)「ア 平成25年度 函館市地域包括支援センター収支決算報告について」は、ただ今、出された意見を協議会の意見といたします。

(2)「函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例(案)」の制定について

(岩崎会長)

次に、協議事項(2)「函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例(案)」の制定についてを事務局から説明願います。

(成澤課長)

資料2をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩崎会長)

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

(佐々木委員)

パブリックコメントの結果の公表が、平成27年1月下旬となっておりますが、どのような形で公表されるのでしょうか。

(成澤課長)

インターネットの函館市のホームページ上で公表する予定です。

(佐々木委員)

現時点で意見は届いているのでしょうか。

(成澤課長)

12月8日からインターネット上で公開して意見を募集しているのですが、現在のところ意見は届いていません。

(岩崎会長)

それでは他にご意見等がないようですので、協議事項(2)「函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例(案)」の制定については、ただ今、出された意見を協議会の意見といたします。

(3) 地域密着型サービス事業者の指定等について

(岩崎会長)

次に、協議事項(3)「地域密着型サービス事業者の指定等について」を事務局から説明願います。

(田中課長)

資料3をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩崎会長)

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

(新館委員)

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者下宿のようなものを称して言うのですか。

(田中課長)

有料老人ホームと同じようなもので、有料老人ホームはサービスの中で食事の提供も行いますが、サービス付き高齢者向け住宅は食事の提供をしていないところもあります。

また、法律も異なるため、市の届け出先は、サービス付き高齢者向け住宅は都市建設部、有料老人ホームは保健福祉部になります。

(新館委員)

関わっていた高齢者が、施設に入居後に体調を崩したことがありましたが、衛生管理に関する基準や定期的に衛生管理の指導等はしているのでしょうか。

(田中課長)

サービス付き高齢者向け住宅につきましては、所管が都市建設部となっており、保健福祉部では、有料老人ホームを所管しております。

有料老人ホームにつきましては、3年に1度実地指導を行い、衛生管理等のマニュアルを、事業者が作成しているかどうかの確認をしております。

(岩崎会長)

高齢者向けの住宅については、市として住まいの確保の面からも考えられていると思います。住まいの確保は包括ケアシステムの構築の中でも重視されており、さらに介護保険のサービスが組み合わさって利用されている状況だと思っておりますが、市として

何か課題として考えているところはありますか。

(田中課長)

サービス付き高齢者向け住宅については、最低限安否確認と生活相談対応をさせていただければ届け出を受理いたします。ただし、食事や様々なサービスの提供をしますので、実態は有料老人ホームと同じような状態です。サービス付き高齢者向け住宅については実地指導に行っておりませんが、有料老人ホーム同様3年に1度実地検査したいと考えております。

(佐々木委員)

資料3の4 地域密着型サービス事業者の休止のサービス種別が、全て夜間対応型訪問介護になっていますが、休止理由を教えてください。

また、国では地域包括ケアの構築がうたわれており、地域で安心して生活するために、夜間対応型訪問介護は必要だと思いますが、市としてはどう考えているのでしょうか。

(田中課長)

休止の理由は、いずれも人員配置が整っていないということです。

(成澤課長)

地域包括ケアシステムの構築のためには、在宅で必要なサービスが日夜問わずに提供されることが必要だと考えております。近年、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスができており、使い勝手がいいサービスということで、そちらの方にシフトしていると思います。また、ヘルパー事業所でも夜間対応してくれるところがありますので、夜間対応に限定したサービスでなければ対応できないものではないと考えております。

(岩崎会長)

それでは他にご意見等がないようですので、協議事項(3)「地域密着型サービス事業者の指定等について」は、ただ今、出された意見を協議会の意見といたします。

3 その他

(岩崎会長)

次に、会議次第「3 その他(1)「函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)」の制定についてを事務局から説明願います。

(田中課長)

資料5をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩崎会長)

条例として定められたということですか。

(田中課長)

2月の議会に提出しまして、議決をいただければ平成27年4月1日からとなります。

(岩崎会長)

委員の方で何かありますでしょうか。

(阿知波委員)

前回の運営協議会で説明のありました、日常生活圏域の見直しと今回の条例について、関係性はあるのでしょうか。

(成澤課長)

日常生活圏域については、平成27年度から現在の6圏域から10圏域にする予定でございますが、日常生活圏域については条例に設定が必要ない事項となっております。今回の条例に関しては、国の法律において条令で定めなければいけないとされているものとなっております。

(岩崎会長)

資料1についてですが、赤字の部分については運営法人が補填しているということでした。今後委託事業として地域包括支援センターにいろいろな機能を求めるということもあると思いますし、人材確保や事業等を展開していく中で、市として委託している予算等についてどう考えているのでしょうか。

(成澤課長)

収支については、各運営法人独自の会計処理をしているということもありまして、赤字になっている要因というのが人件費にあるのか、あるいは人件費以外の経費にあるのか精査したいと考えております。人件費についても、市としては地域包括支援センターに経験豊富な職員を配置してもらいたいと考えておりますが、委託料の人件費の考え方というものが、ベテランの職員と新人の職員の平均位を単価として設定しております。そのため実態と市の考え方との整合性がとれていない状況がございます。その部分については、今後内容を分析しながら解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

(岩崎会長)

それでは他にないようですので、この後協議事項(4)にうつりたいと思います。事務局からお願いいたします。

(板谷主査)

会議事項「3 その他」が終了しましたので、阿知波委員、傍聴者、報道関係者については、ご退席願います。

(全員の退席を確認)

それでは協議事項(4)の進行を引き続き岩崎会長お願いいたします。

2 協議事項(4)平成25年度 函館市地域包括支援センター事業評価結果について

《非公開のため会議録なし》

4 閉会

(板谷主査)

これをもちまして、平成26年度第2回函館市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。資料4につきましましては、机の上に置いておいていただければ順次回収いたします。

今後の予定といたしましては、来年2月頃に第3回目の協議会の開催を考えておりますので、その際にも、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。